

<通所リハビリテーション>

(単位)

6 時間以上 7 時間未満

1 時間以上 2 時間未満

要介護 1	7 1 0	1 日あたり	要介護 1	3 6 6	1 日あたり
要介護 2	8 4 4		要介護 2	3 9 5	
要介護 3	9 7 4		要介護 3	4 2 6	
要介護 4	1 1 2 9		要介護 4	4 5 5	
要介護 5	1 2 8 1		要介護 5	4 8 7	

加算料金

入浴介助加算（Ⅰ）	4 0	1 回あたり			
入浴介助加算（Ⅱ）	6 0	1 回あたり			
リハビリテーションマネジメント加算（B） □	8 6 3	1 月あたり	開始月より 6 月以内		
	5 4 3	1 月あたり	開始月から 6 月超え		
理学療法士等体制強化加算	3 0	1 回あたり	1－2 時間利用者		
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 1 0	1 回あたり	退院・退所、初回認定後 3 月以内		
科学的介護推進体制加算	4 0	1 月あたり			
重症療養加算	1 0 0	1 日あたり	介 3 以上 医療措置を行う場合		
若年性認知症利用者受入加算	6 0	1 日あたり			
栄養改善加算	2 0 0	1 回あたり			
栄養アセスメント加算	5 0	1 月あたり			
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	2 0	1 回あたり			
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	2 4 0	1 回あたり	利用開始 から 3 ケ 月（2 回/ 週）	基準等によりⅠ、Ⅱ いずれかの加算とな ります	
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	1 9 2 0	1 月あたり			
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 2 5 0	1 月あたり	開始月より 6 月以内		
中重度者ケア体制加算	2 0	1 日あたり			
リハビリテーション提供体制加算	2 4	1 日あたり			
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2	1 回あたり	人員基準等によりいずれかの 加算となります		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8	1 回あたり			
事業所が送迎を行わない場合	－ 4 7	片道につき			

※ 上記いずれの加算も、在宅ケアプランに反映されておりますので、ご確認下さい。

※ 感染症又は災害の発生を理由とする調整がある場合、所得単位数の 3% の加算がされます。

※ 全ての合計に、介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 4.7% が加算されます。

※ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ × 2.0% が加わります

※ 利用者負担割合が 2 割 3 割の方は、介護保険分の費用負担が 2 割 3 割となります。

